

# 第2章 将来像

## 第1節 丸亀市の将来像

丸亀市は、合併により自然や歴史・文化といった地域資源がより一層充実し、それらを培ってきた人や地域のつながりも大きく広がりました。まちのシンボルである飯野山、土器川とその周りに広がる田園は、讃岐の山並みへと続き、穏やかな瀬戸内海には島々が点在しています。

また、温暖な気候風土は、産業を振興させ、人々の暮らしを豊かにし、まちを発展させるとともに、丸亀城をはじめとする歴史遺産や伝統、文化を育んできました。

この多様な地域特性と恵まれた気候、そこから生まれた文化などの豊かな風土をみんなの財産として守り育てながら、心豊かで快適な生活ができるまちづくりをめざして、

本市の将来像を

『**自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市**』

とします。

## 第2節 まちづくりの基本理念

市民一人ひとりがまちづくりの主体となって、「丸亀市自治基本条例」に掲げる自治の基本理念である「お互いに個人として尊重されるとともに、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動すること」を基本とし、まちづくりに関わるすべての主体が、協力してまちを創り上げる「協創（きょうそう）」をキーワードとし、「人と人の協創」、「自然や歴史、まちの協創」、「市民（地域コミュニティ\*、NPO法人\*など）と行政の協創」により、人が輝くまちを創ります。

～協創でつながるまち 丸亀～

将来像：**自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市**

まちづくりの基本理念：**～協創でつながるまち 丸亀～**

**人と人の協創**：地域に住む一人ひとりが、自らの知恵や能力、技術を提供し合い、お互いに協力し、助け合いながら、いきいきとした元気のあるまちをめざします。

**自然や歴史、まちの協創**：自然・歴史・文化・まちの賑わいなど、各地域の財を生かし、それらをつなぎ交流を図ることで、個性と魅力にあふれたまちをめざします。

**市民と行政の協創**：市民、地域コミュニティ、NPOなどと行政が、互いの役割と責任を自覚し、力をあわせて暮らしやすく快適なまちをめざします。

\***地域コミュニティ**：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

\***NPO法人**：特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人のことです。

## 〈丸亀市自治基本条例〉

本市では、平成18年3月に「丸亀市自治基本条例」を制定（平成18年10月施行）しました。

自治基本条例は市の最高規範であり、他の条例や規則は、この条例の考え方を最大限に尊重してつくられます。また、市の最上位計画であるこの総合計画も、自治基本条例のなかで位置づけられ、条例に定められた自治の理念や仕組みに沿って、まちづくりが進められています。

### （前文）

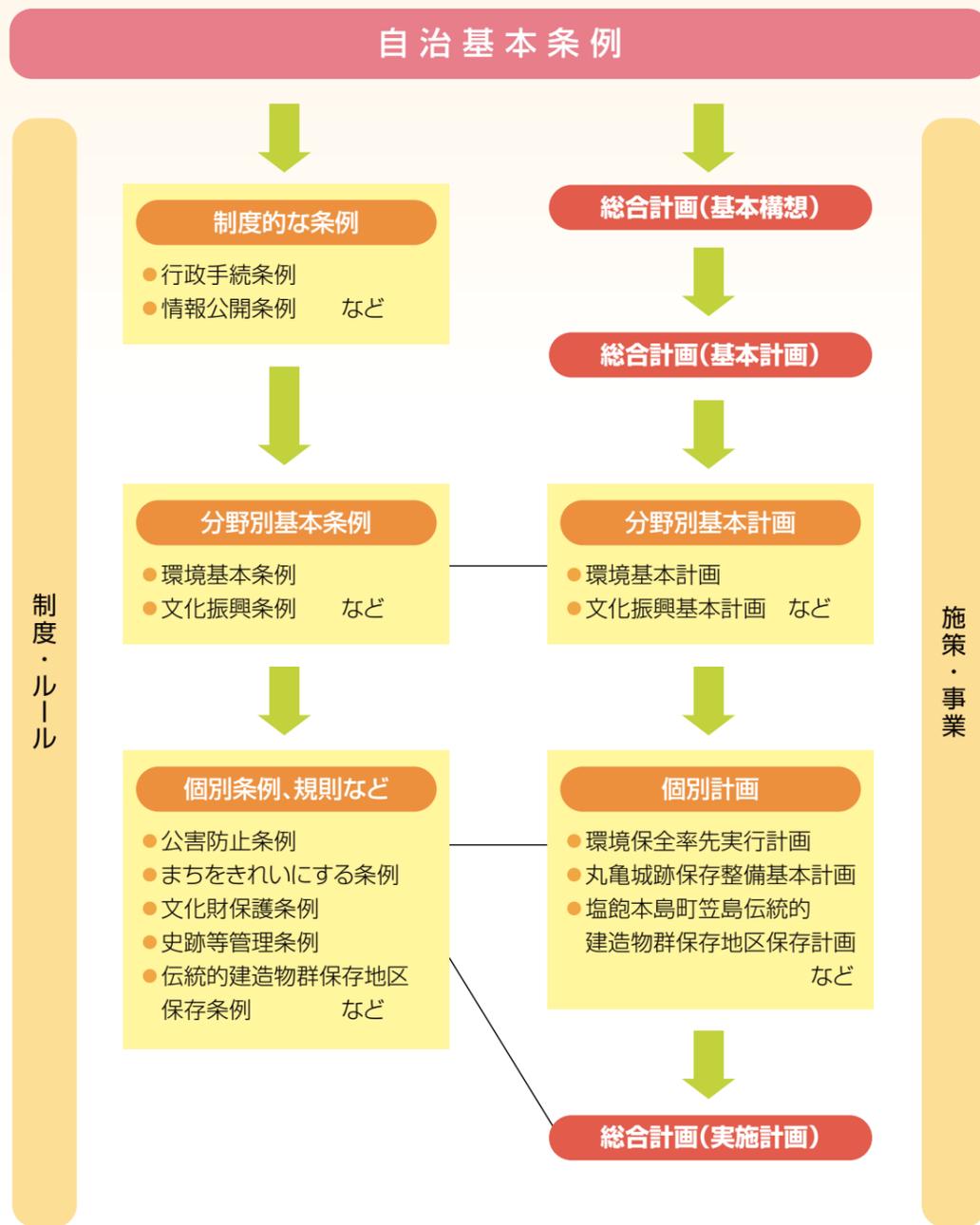
丸亀市は、讃岐平野の中央に位置し、飯野山、土器川とその周りに広がる田園は、讃岐の山並みへと続き、穏やかな瀬戸内海には島々が点在しております。温暖な気候風土は、産業を振興させ、人々の暮らしを豊かにし、まちを発展させるとともに、丸亀城を始めとする歴史遺産や伝統、文化を育んできました。

私たち丸亀市民は、ふるさとに深い愛着を抱いており、先人たちが守り続けてきた、豊かな自然や育まれた産業、培われてきた歴史や伝統、文化を受け継ぎ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、これからの地方分権時代における多様で個性豊かな地域社会を形成していくために、主権者である市民一人ひとりが主体となって、役割を分担し、自らの責任を果たし、協力しなければなりません。私たちは、お互いに個人として尊重されるとともに、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動することを自治の基本理念として定め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

ここに私たちは、地方自治の本旨に基づき、丸亀市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。

【自治基本条例と総合計画の関係】



### 第3節 行政運営の方針

将来像の実現に向けた、市の取組姿勢としての行政運営の方針を以下のとおりとします。

#### 一体的発展と融和

本市の資源と多様な地域特性を生かしながら、一体的な発展と融和を図り、市民一人ひとりがまちに愛着を持ち、夢と誇りを育むことができるまちづくりを進めます。

#### 安全・安心の確保

安全に、かつ安心して暮らせることは市民共通の願いです。子どもからお年寄りまで、住みなれた地域で健やかに、安らぎを感じることを進めます。

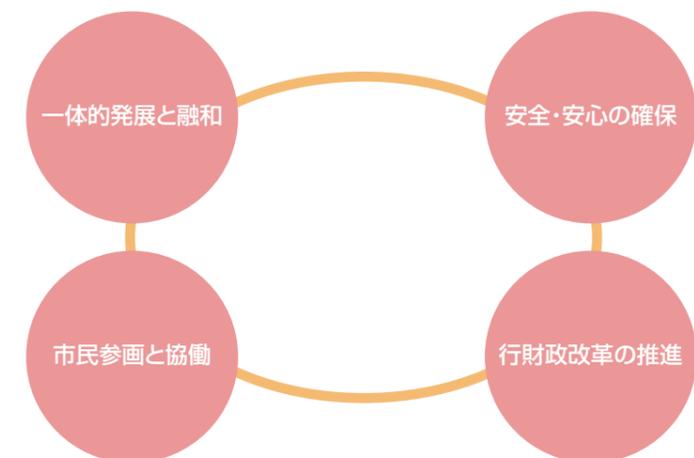
#### 市民参画と協働

市民参画と自発的かつ自主的に行われる市民活動を促進することにより、市民が主体的に取り組むまちづくりを進めます。

#### 行財政改革の推進

行政改革推進の指針となる「丸亀市行政改革大綱」をもとに、市民の視点にたち、真に必要なサービスを最少の経費で最大の効果が上げられるよう、より効率的な行財政運営を進めます。

#### ●行政運営の方針



## 第4節 土地利用の考え方

本市の都市計画マスタープラン（平成19～38年度）では、「既存ストックの活用、都市機能集約による持続可能な都市構造への転換」というめざすべき将来都市構造に基づき、人や物の主要な流動を担い都市の骨格を形成する「都市軸」、主要な都市機能を集約する「拠点」、都市の大まかな土地利用の方向性を示す「ゾーン」を以下のとおり設定しており、これを後期基本計画における土地利用の考え方とします。

### (1) 都市軸の設定

#### ■ 広域交流軸

- ・四国各県の主要都市軸を結び、広域的な交流・連携を担う軸として、四国横断自動車道（高松自動車道）、瀬戸中央自動車道を位置づけます。

#### ■ 都市間連携軸

- ・広域交流軸と連携し、都市間の広域的な交流・連携を担うとともに、本市の都市の骨格を形成する軸として、臨海産業道路（さぬき浜街道）、国道11号、国道32号、国道438号の主要幹線道路とJR予讃線、琴電琴平線を位置づけます。

#### ■ 都市内連携軸

- ・都市間連携軸を補完し、市内各地域間、拠点間を相互に連絡するとともに、本市の東西方向、南北方向の都市の骨格を形成する軸として、主要な県道、都市計画道路と島しょ部への航路を位置づけます。

#### ■ 水系軸（水辺アメニティ<sup>※</sup>軸）

- ・水と緑の潤いのある環境を形成する軸として土器川、大東川、金倉川を位置づけます。

### (2) 拠点の設定



#### 都市拠点

- ・業務、行政、文化、商業、居住などの高次の都市機能を担う拠点として、JR丸亀駅周辺の中心市街地を位置づけます。



#### 地域拠点

- ・身近な地域において、商業、福祉、生活サービスなどにおける近隣サービス機能を拠点として、飯山地域中心地区、岡田駅周辺地区、栗熊駅周辺地区を位置づけます。

※アメニティ：心地よさ、快適さ、快適性、楽に暮らすために必要なものが整い、整備されていることです。



#### レクリエーション拠点

- ・市民の交流を担う広域的なスポーツレクリエーション拠点として、「総合運動公園」、「土器川公園」を位置づけます。



#### 歴史拠点

- ・歴史文化遺産を保全継承する歴史文化の拠点として、「丸亀城周辺地区」、「快天山古墳等」を位置づけます。



#### 山のシンボル拠点

- ・ビュート地形<sup>※</sup>により特色ある緑の自然景観を形づくり、本市固有の景観のシンボル拠点として、「飯野山（讃岐富士）」を位置づけます。

### (3) ゾーンの設定

#### ■ 市街地ゾーン

- ・国道11号沿道以北、都市計画道路中津田村線沿道以東の市街地、飯山地域の用途地域について、都市的土地利用の集積を図り、良好な都市環境の備わった秩序ある市街地形成を図るべきゾーンとして位置づけます。

#### ■ 田園居住ゾーン

- ・市域中央部に広がる田園居住地域を、田園環境の保全と集落・住宅地（生活）環境との共生を図るべきゾーンとして位置づけます。

#### ■ 田園保全ゾーン

- ・市域南部に広がる田園・集落地について、田園環境の保全と農村の活性化を図るべきゾーンとして位置づけます。

#### ■ 自然保全ゾーン

- ・市域東部、南部に広がる森林地域を緑豊かな自然環境の保全と自然とのふれあいを図るべきゾーンとして位置づけます。

#### ■ 臨海工業ゾーン

- ・臨海部の工場地帯を、周辺環境と調和した工業機能の維持・増進と集積を図るべきゾーンとして位置づけます。

#### ■ 複合市街地ゾーン

- ・市域北東部の臨海部を、居住機能と商業・業務・工業機能の調和を図るべきゾーンとして位置づけます。

※ビュート地形：今から約1千万年前の激しい火山活動により、花崗岩の上に火山灰などが堆積し、その上に溶岩が流れた後、浸食が進み、浸食に強い固い溶岩が頂上に取り残された結果、頂上の溶岩が小さく残され、おにぎりのような形となった山の形のことです。

● 将来都市構造図（都市計画マスタープランより）



- 市街地ゾーン
- 田園居住ゾーン
- 田園保全ゾーン
- 自然保全ゾーン
- 臨海工業ゾーン
- 複合市街地ゾーン
- 広域交流軸
- 都市間連携軸（道路）
- 都市間連携軸（鉄道）
- 都市内連携軸（道路）
- 都市内連携軸（航路）
- 水系軸
- 都市拠点
- 地域拠点
- スポーツ・レクリエーション拠点
- 歴史拠点
- 山のシンボル拠点
- 丸亀市域

● 【参考】緑の将来像図（緑の基本計画より）

緑の基本計画（平成23～38年度）では、「海と山に包まれた潤いのある田園の風土のなかで人と緑が豊かに育つまち」という基本理念に基づき、市域の土地利用や市街化の進展を踏まえて、以下のとおり、緑の将来像を設定しています。



## 第5節 人口の推移と推計

本市の国勢調査による人口の推移を見ると、平成7年から平成12年にかけては1,407人の増、平成12年から平成17年にかけては2,571人の増、平成17年から平成22年にかけては388人の増と一貫して増加傾向が続いていますが、平成17年以降は増加幅が小さくなっており、人口のピークを迎えつつあると考えられます。

人口の構成をみると、全国的な傾向と同じく、年少人口比率、生産年齢人口比率は徐々に減少している一方で、老年人口比率は増加しており、高齢者の一人暮らしなどの単独世帯の増加による家族類型の変化を反映して、世帯数の増加と一世帯当人数の減少が続いています。

人口構成別の比率を国や県と比較すると、年少人口比率は、全国・香川県より高い状況ですが、生産年齢人口比率は、全国より低く、香川県より高い状況にあり、逆に、老年人口比率は、全国より高く、香川県より低い状況にあります。

また、一世帯当たり人数の比較では、全国・香川県より多くなっています。

### ●人口及び世帯数の推移

項目	年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	年平均増減率 (%)		
						H7~12	H12~17	H17~22
総人口		106,107人	107,514人	110,085人	110,473人	0.27	0.48	0.07
年少人口 (14歳以下)		17,339人 (16.3%)	16,608人 (15.4%)	16,632人 (15.1%)	16,221人 (15.0%)	△0.84	0.03	△0.49
生産年齢人口 (15~64歳)		70,809人 (66.7%)	70,160人 (65.3%)	70,258人 (63.9%)	66,930人 (61.7%)	△0.18	0.03	△0.95
老年人口 (65歳以上)		17,944人 (16.9%)	20,746人 (19.3%)	23,082人 (21.0%)	25,323人 (23.3%)	3.12	2.25	1.94
世帯数		35,546世帯	38,140世帯	40,664世帯	42,983世帯	1.46	1.32	1.14
一世帯当たり人数		2.99人	2.82人	2.71人	2.57人	-	-	-

※資料には国勢調査の数値を用いています。(平成12年までは合併前の丸亀市、綾歌町、飯山町の合算)  
※各人口の割合は年齢不詳を除いて計算しています。

### ●人口構成別の比率と一世帯当たり人数の比較

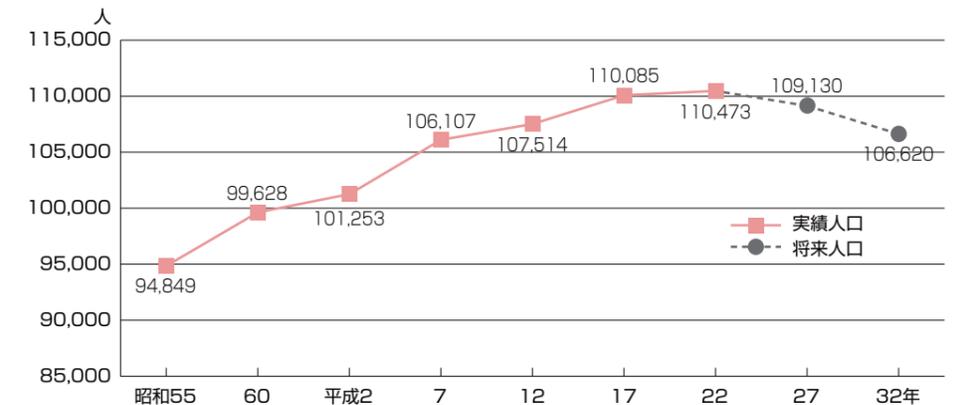
項目	丸亀市		香川県		全国	
	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
年少人口(14歳以下)	15.1%	15.0%	13.8%	13.4%	13.8%	13.2%
生産年齢人口(15~64歳)	63.9%	61.7%	62.9%	60.7%	66.1%	63.8%
老年人口(65歳以上)	21.0%	23.3%	23.3%	25.8%	20.2%	23.0%
一世帯当たり人数	2.71人	2.57人	2.63人	2.49人	2.55人	2.42人

そこで、過去4回の国勢調査結果から、センサス変化率法\*により将来人口を推計すると、平成22年と比べ、平成27年では1,343人の減、平成32年では3,853人の減という結果になりました。

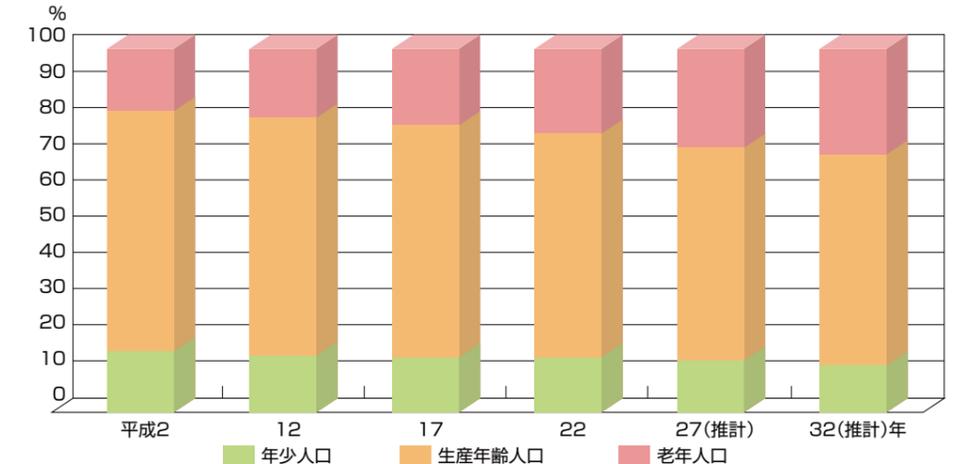
### ●人口及び世帯数の推計

項目	年	平成22年	平成27年 (推計)	平成32年 (推計)	年平均増減率 (%)	
					H22~27	H27~32
総人口		110,473人	109,130人	106,620人	△0.24	△0.46
年少人口 (14歳以下)		16,221人 (15.0%)	15,130人 (13.9%)	13,390人 (12.6%)	△1.34	△2.30
生産年齢人口 (15~64歳)		66,930人 (61.7%)	64,220人 (58.8%)	61,810人 (58.0%)	△0.80	△0.75
老年人口 (65歳以上)		25,323人 (23.3%)	29,780人 (27.3%)	31,420人 (29.4%)	3.52	1.10

### ●人口の動向と見通し



### ●人口構成の推移と推計



\*センサス変化率法：同年（又は同期間）に出生した集団（コーホート）を分析し、時系列の変化を軸に人口の変化を捉え、そこから得られる性別・年齢別生存率、性別・年齢別移動率、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を推計する方法のことです。

市の将来像を実現するため、以下の5つの政策の柱を掲げます。

I 身近な自然と歴史文化を未来に伝えるまちを創る

- 豊かな自然は、市民生活に安らぎや恵みを与えており、これを守っていくことが重要です。
- 地域に息づく歴史や伝統文化は、市民のまちへの愛着を育んでおり、これを守り、未来に伝え、そして新たな文化へと高めていくことが重要です。
- そこで、多様な自然を大切にし、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を進めます。  
また、地域の歴史・文化を学び、生かしながら、未来に伝えるまちづくりを進めます。

II 日常生活が営みやすくにぎわいと活力のあるまちを創る

- すべての人々が住み続けたいと思うまちとするためには、日常生活がより便利で、より楽しいものであることが必要です。
- 地域の活力を維持していくためには、身近なところに雇用の場があり、働きやすい環境があることも重要です。
- そこで、日常生活が便利で快適なまちを創るとともに、いきいきと働き、集い、交流できるまちづくりを進めます。

III 誰もが健康で安心して暮らせるまちを創る

- 近年、頻発する自然災害や凶悪な犯罪に対し、市民の日常生活における不安が高まっており、災害や犯罪から人や地域を守ることが非常に重要となっています。
- 高齢社会においては、いつまでも健康が維持され、いざという時の迅速な救急救命に対する安心感がより一層求められています。
- そこで、暮らしの安全を確保するとともに、防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを進めます。  
また、すべての市民が心身共に健康で、共に支え合う地域福祉を推進します。

IV 心豊かな人が育ち誰もが生きがいを感じるまちを創る

- 未来を担う子どもたちが、元気で心豊かに成長するためには、地域とのふれあいを通じて子どもたちを育てていくことが大切です。
- 市民がいつまでも暮らし続けたいと感じるためには、お互いを認め合うとともに、家族や仲間とのふれあいを通じて、それぞれの生きがいを育てていくことが重要です。
- そこで、未来を担う子どもたちが生きる力を身につけ、健やかに成長できる環境を整えるとともに、子育てを支援します。  
また、お互いを尊重し合いながら、誰もが生涯を通じて生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを進めます。

V 自治・自立のまちを創る

- 地方分権時代の新しいまちづくりのためには、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、自らの責任と努力でまちづくりを進めることが求められています。
- 厳しい財政状況を克服するためには、限られた財源や人材を生かし、事務事業の選択と集中、行財政改革を進めることによって、持続可能な自治の基盤を確立することが求められています。
- そこで、市民と行政の情報交流を促進し、相互信頼と連帯に基づいた市民参画と協働のまちづくりを進めるとともに、健全な行財政基盤を確立します。



京極くん



うちっ娘